

議 事 日 程

- 1 議案第53号 太子町公告式条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第54号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第55号 職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第56号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第57号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第58号 太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(以上6件、総務常任委員会委員長報告)
- 7 議案第59号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
(福祉文教常任委員会委員長報告)
- 8 議案第46号 平成19年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第2号)
- 9 議案第47号 平成19年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 10 議案第48号 平成19年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 11 議案第49号 平成19年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 12 議案第50号 平成19年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 13 議案第51号 平成19年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算(第2号)
- 14 議案第52号 平成19年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算(第2号)
- 15 意見書案第4号 道路特定財源の安定的な確保に関する意見書の提出について
- 16 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

本日の会議に付した事件

- 1 議案第53号 太子町公告式条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第54号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第55号 職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第56号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第57号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第58号 太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(以上6件、総務常任委員会委員長報告)
- 7 議案第59号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
(福祉文教常任委員会委員長報告)
- 8 議案第46号 平成19年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第2号)
- 9 議案第47号 平成19年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 10 議案第48号 平成19年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 11 議案第49号 平成19年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 12 議案第50号 平成19年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 13 議案第51号 平成19年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算(第2号)
- 14 議案第52号 平成19年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算(第2号)
- 15 意見書案第4号 道路特定財源の安定的な確保に関する意見書の提出について

追加日程第1 発議第3号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

16 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

会議に出席した議員

1番	井川芳昭	2番	清原良典
3番	中島貞次	4番	上山隆弘
5番	服部千秋	6番	長谷川原司
7番	井村淳子	8番	中井政喜
9番	嶋澤達也	10番	花畑奈知子
11番	熊谷直行	12番	上田富夫
13番	村田興亞	14番	桜井公晴
15番	橋本恭子	16番	北川嘉明

会議に欠席した議員

なし

会議に出席した事務局職員

局長	山本修三	書記	木村和義
書記	藤井仁美		

説明のため出席した者の職氏名

町長	首藤正弘	副町長	八幡儀則
教育長	圓尾哲一	総務部長	佐々木正人
生活福祉部長	丸尾満	経済建設部長	富岡慎一
教育次長	塚原二良	財政課長	香田大然

(開議 午前10時00分)

議長(北川嘉明) 平成19年第5回太子町議会定例会におそろいでご出席いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成19年第5回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 議案第53号 太子町公告式条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第54号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第55号 職員の勤務時

間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第56号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第57号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第58号 太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長(北川嘉明) 日程第1、議案第53号太子町公告式条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第6、議案第58号太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案6件については、所管の総務常任委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員会委員長服部千秋議員。

服部千秋議員 失礼いたします。

委員会報告書を読み上げ、報告とさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第53号。付託年月日、平成19年12月11日。件名、太子町公告式条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成19年12月12日（水）午前10時から午後5時35分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過は別紙のとおり。(2)審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第54号。付託年月日、平成19年12月11日。件名、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成19年12月12日（水）午前10時から午後5時35分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過は別紙のとおり。(2)審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第55号。付託年月日、平成19年12月11日。件名、職員の勤務時間等に関する条例の一部を

改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成19年12月12日（水）午前10時から午後5時35分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過は別紙のとおり。(2)審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第56号。付託年月日、平成19年12月11日。件名、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成19年12月12日（水）午前10時から午後5時35分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過は別紙のとおり。(2)審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第57号。付託年月日、平成19年12月11日。件名、太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成19年12月12日（水）午前10時から午後5時35分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過は別紙のとおり。(2)審査結果は可否同数のため委員長採決により可決すべきものと決した。

桜井委員、上田委員、嶋澤委員より、委員会での討論を省略し、本会議にて反対討論を行うとの発言がありました。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第58号。付託年月日、平成19年12月11日。件名、太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成19年12月12日（水）午前10時から午後5時35分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過は別紙のとおり。(2)審査結果は可否同数のため委員長採決により可決すべきものと決した。

桜井委員、嶋澤委員より、委員会での討論を省略し、本会議にて反対討論を行うとの発言がありました。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

議長（北川嘉明） 以上で総務常任委員会委員長服部千秋議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第53号太子町公告式条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（北川嘉明） 挙手全員です。したがって、議案第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

次、上程中の議案第54号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定に

ついて、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

12番上田富夫議員。

ええ、ああ、ごめんなさい。

まず、原案反対の方の発言を許します。

12番上田富夫議員。

ああ、ごめんなさい。ごめんなさい、間違えました訂正します。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

失礼しました。

12番上田富夫議員。

上田富夫議員 私はこの案件については賛成するものであります。

といいますのは、早く日本のすべてのサラリーマンといいますか給与者が、こういう形になれば一番いいなと願うからであります。

ただ、この皆さんの報告書の中にあるとおり、町長はこのことについては一言もコメントがないと。私はこれは非常に、今現在では日本国全体の中で、例えば太子町全体の中では職員が考えた場合には非常に優遇された処置であると。

いかがですかということをお尋ねしたところ、総務課長は自分の知る範囲ではそういうことは分からないと。公務員が優遇されていると感じる部分もあると、この程度の認識でおられる。しかも、その他の町長、副町長、町長はコメントがないということは何も感じられないんかなという、この辺が非常に不満でありさみしいことでもありますけれども、別にこの人らが太子町をどうこうするというわけではないんで、この制度自体、この条例そのものには反対はしませんけれども、その過程の中で今これを運営されるのは人間ですから、そういう少しはやっぱりこういう恩恵に浴さない町民が大多数なんですから、90%以上はそうなんですから、そういう方のために

思いをはせながら自分の職務を遂行するというような、少しは血の通った考えも要るんじゃないかと、そういう感じを思いながら賛成をいたします。

以上です。

議長（北川嘉明） 原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（北川嘉明） 挙手全員です。したがって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

次、上程中の議案第55号職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（北川嘉明） 挙手全員です。したがって、議案第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

次、上程中の議案第56号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（北川嘉明） 挙手多数です。したがって、議案第56号は委員長の報告のとおり可決されました。

次、上程中の議案第57号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

9番嶋澤達也議員。

嶋澤達也議員 今回の議案に関して、特別職の給与云々については、まず反対です。

という理由は、この太子町において、もうこの1月1日から水道料金の値上げ、それともう太子町だけでなしに全国的に物価そのもの、まずガソリン代、小麦等の食品にもかかわる値上げがもう現実に起きております。

その中で、太子町の特別職においては、こ

の際今の現状を踏まえれば、今回の条例を一時、一たん見送って、町民の皆さんに対して多少なりとも始末というんですか、そういう町民に対する負担をかけるのでは、人分のその一部でも今回の条例を反対というんか見送ってすべきだと、町民に対する姿勢だと思います。それによって反対といたします。

議長（北川嘉明） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 原案反対の方の発言を許します。

12番上田富夫議員。

上田富夫議員 私は何でこんなときに給料を上げるということが言えるということがもう不思議なんです。人事院勧告とかなんとかおっしゃいますけど、特別職や議員に人勤みたいなもん全く関係のない話で、人勤はあくまで職員の話です。

ほかずうっと新聞見てみれば、30%、徳島県ですか40%カットとか広島もあちこちいろいろあります。

だから、私は全く人事院勧告なんか関係ないと思います。その人の決断でどうにでもできることですから。例えば水道が34%アップと水道料金が、これがどうしても社会的な情勢によってこうなつたとおっしゃるなら、そりゃやむを得んのです。

だけど、一生懸命調べて内容を見たら、明らかにこれは施策の失敗です。会社でいうたら経営の失敗なんです。今からでも、まだやり直せるような内容ですけれども、もう一番安易な独占企業が簡単にやってはいけない料金引き上げ、これ競争の社会ではよろしいです、競争の社会があればもう一方の方へ逃げられるんですから購買者は。ただ、そうでなしに、水道というのはあくまで地域では独占企業なんです。独占企業がそう簡単に、しかも全国でも類を見ない34%の値上げをせざるを得んとくに、もし仮に、私はそうは判断してないんですけど、そう判断されたんなら当然経営責任を負うべきなんです。経営責任と

は何かと言うたら、やはり職員の給与もある程度若干そりゃ携わった人については抑えにやいかんですけど、職員は生活給ですからそうもいかんけど。その管理者というのは私は極端な話無給でもええと、会社やったらそうです。30%、40%、50%の社長の減額というのは当たり前の話で、それぐらい経営責任という重いわけなんです。まだ、悪くすれば個人資産まで補償して会社というのは運営していますから。だから、倒産したら自分の個人資産までも全部なくなるんですから。

水道はそうではないんですけども、だけどそれだけにもっと責任を持って運営をする。しかも、今できとる水処理施設、どう考えても欠陥施設です。私がずっと言い続けとるけども知らぬ顔です。あれだけ議員が指摘しよんなら、一遍ちょっと調べてみようかと。こりゃ責任者というか管理者なんかやったら当たり前なんです。あなたが言よるけれども、実はこういうことで調査したけれども、欠陥はなかったという報告が僕はあつてしかるべきやと思うんです。

だけど、ずっとこれ言い続けとるけども、いまだに何にも、うんともすんともおっしゃらないと。これでいいのかなと、個人的に好きとか嫌いとかというものやなしに、政治なんですから、行政なんですから、そんな個人的にどうこう言うんじゃなしに、指摘されたことについては調査して、やはりそれをきちっと報告していくと。私に報告してもらわんでもいいんです、町民に報告してもらったらいいいんです。どこでもいいから報告してもらったらいいいんですが、その報告がないと。こんな姿勢でいいんですか、そやけど。

そんな環境の中にありながら、自分の給料は人勤が出してきたからアップやと。どう考えても私は理屈に合わんと。こんな理不尽な無謀なことが通る社会、今の日本の社会、太子町の社会、我慢ならんです私は。もっと正義がやっぱり貫ける、正しいことができる世の中、川柳にありましたよ、悪いこと、しなけりゃ損の町になりというて、こんな川柳

ありました。こんな町にだけは私はしたくないんです。だから、そのためには町長のこの特別職のただ単に給料やなしに、ここでやっぱり決断をして、なるほど行政というものはこういう責任をとってこういう明確な姿勢を示してくれるんやなということを町民に示すことこそ、私は太子町のこれからの未来が開けていくというふうに思いますんで、金額にすればそんなに目くじら立てて言うほどの金額ではないんです。

しかし、こんなことをこんな今の太子町の中でまだその責任者が給料が上がるんですかと。これがやっぱり町民に与えるショックといいですか、は怖いです。だから、そういう意味においても、何とか今回はやめていただきたいと。もっと町が発展してうまくいきだした時点で、それなりの功績があれば大村町長やないですけども、世間がびっくりするような退職金もいただけるんですから、その辺も考慮して何とか今回については私は反対をしておきたいと思います。

議長（北川嘉明） 原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 原案反対の方の発言を許します。

14番桜井公晴議員。

桜井公晴議員 議案第57号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に反対討論を行います。

質疑でもただしてまいりましたように、合併協議から離脱をして単独自立を決めましてから第3次の行財政改革大綱あるいは集中改革プランを国からの強制はあるものの、改革の名で自己決定、自己責任などと財政の厳しいのはあたかも住民に責任があると言わんばかりに住民生活に係る制度や補助金を削減、切り捨て、さらに介護保険料、使用料、住民税、国保税、水道料金等を引き上げ、財政が厳しいことのみを繰り返して、さらに次の第4次の行財政改革大綱においても、住民にさらなる規制と負担を押しつけようとしており

ます。

もとより改革は必要であります。しかし、まず手がけるべきは無駄を省くことであると考えます。その1つは、指名競争入札、いわゆる本町が一部実施している制限つき一般競争入札も地域限定のために指名競争入札と同じであります。これらを改善せず、談合しやすい入札並びに予定価格を実勢に見合せて設定をしなかった結果としての高値落札、契約の無駄を繰り返した責任は重大であります。

さらに、さかのぼりますと、今日の財政危機を全体として招いた一つである総合計画のシビックゾーン計画というのはございましたが、公共施設を集中する計画を持ちながら、行政のトップみずからがこの計画をほごにして、箱物行政を推進したツケ回しに対する反省と総括が今こそ必要であると考えます。

さらに、振り返って総括をしなければならないものの中には、桜山ダム周辺の整備事業が今日とんざをしておりますが、そのためにつけた道路も途中で建設をとめておる。さらには、皮革前処理場の建設稼働に業者の前処理場、前々処理場をさせることなく血税をつぎ込み続けていること。さらには、下水道工事の相次ぐやり直し、こういうことで大きな無駄をつくってきておる、それらの責任は何らとらないのが実態であります。

最近では、先ほど上田議員もおっしゃいましたように、水道事業における経営責任、そしてクリプト対策に係る膜ろ過方式の採用でも血税の無駄遣いがあると考えます。

そして、組織につきましても、今日の行政課題や住民ニーズに弾力的で柔軟に対応できるように、役職員が多数を占め部下の分割による不効率な組織ではなくて、スリムで効率的な組織に改革するべきであります。

今日の厳しい財政は、政府の三位一体の改革と称しての国民と自治体いじめと先に述べましたような無駄な事務事業を推進した行政のトップの自己責任と自己決定こそが問われていると考えます。これらの責任をいささかでも感じるならば、みずからにはより一層厳

しくしなければならぬと思います。この立場から、特別職と議員及び次の議案であります教育長については、期末勤勉手当を一般職に倣って引き上げる必要はないものと考えます。特に、本条例を適用することになっている非常勤の職員、議員にはさらにその必要がないものと考えます。

そして、申し添えておきますが、今回の改正に関係する地域手当も期末手当も地方自治法の規定では義務支給ではありません。このことを十分承知すべきであります。

ご案内のとおり、地方自治法第204条第1項では、普通地方公共団体は、ここを全部読むのは控えますけれども、団体の長及びその補助機関たる常勤の職員には、給料及び旅費を支給しなければならないとあります。

第2項では、普通地方公共団体は、条例で今時改正関連の地域手当、そして期末手当、勤勉手当またはいろいろありまして退職手当を支給することができることと定めていること、これを十分承知することでありまして、条例で定めなければ支給しなくてもよいものであります。

私はこの条例の委員会審査の中で、修正案を出させていただきました。それは、本則は出としながら、附則で12月に支給するものについてはその支給しないということで、附則の2と3を削除するという修正案を提出したところではありますが、先ほどの委員長報告のとおり、修正案に係る賛成は3で反対が4と、こういうような形で否決になりました。

しかし、些少であってもこれらの財源を疲弊している住民の暮らしを支える施策に充当することを主張し、本条例改正の反対討論いたします。

議長（北川嘉明） 原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） ないようですので、こ

れで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（北川嘉明） 挙手多数です。したがって、議案第57号は委員長の報告のとおり可決されました。

次、上程中の議案第58号太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

9番嶋澤達也議員。

嶋澤達也議員 今議案についても反対をします。

まず、先の議案第57号太子町特別職の条例のときにも反対をしましたとおり、今時本当に不景気というんか町民負担が大変な時代になって、1月1日からもう即太子町住民にとっても負担が増します。まして、この特別職で言い忘れましたが、議員もこの恩恵に属するという事になっております。その議員も報酬がアップするということですから、その辺についても議員としても一考願いたいというところであります。

同じく、その特別職の中にも今回教育長も入っております。この教育長におかれましては、非常にご苦勞なことは十分承知しておりますが、やはり今時世相を見ましたら、まず学校関係の負担、親等が非常に負担が増してくる時代を迎えます。その辺を考慮していただいて、今回は見送ってほしいということでございますので、この条例についても反対の討論いたします。

議長（北川嘉明） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 原案反対の方の発言を許します。

14番桜井公晴議員。

桜井公晴議員 ただいま議案第58号太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして反対討論を行います。

今は教育長のみが対象となっておりますが、この3月までは収入役というものが存在をして収入役と教育長に関しましては同額でございました。一般職が人事院の勧告を受けて給与を引き上げますと、これらの特別職と古参の職員の関係では逆転現象が起ると、こういうようなことからそういうこともいかなものかというような当局の繰り返した説明で、一応人勧との絡みはここに出てきていることではございますが、先ほど今述べたようなことは今日起こってまいりません。

さらに、先の議案第57号の反対討論でも述べましたように、同様の理由で反対をいたしますが、本条例につきまして私は委員会において、本則は出といたしますが、附則におきまして2と3を削除をして、12月期における期末手当の支給は従前のとおりとするということで修正案を提出したわけではありますが、賛成が得られず修正案に賛成が3、反対が4という形で否決をされました。先ほども言いましたように、これらの財源は些少でも住民生活に係る施策に充当すべきであると。

さらに、先の特別職の賛否の数は、原案に反対が6でありますし、一部、漏れ聞くとところによると、反対する者がパフォーマンスで通らんのを分かっとってやっとなるようなことを言ってるやからがいるようでありますけれども、現実には本当に住民の暮らしを考えると、先の議案、さらに今の議案、それぞれみずからに厳しく対応をすべきであると、このように主張し、本条例の反対討論といたします。

議長（北川嘉明） 原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（北川嘉明） 挙手多数です。したがって、議案第58号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第59号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議長（北川嘉明） 日程第7、議案第59号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長熊谷直行議員。

熊谷直行議員 先の本会議で福祉文教常任委員会に付託されました議案第59号の審査報告書を読み上げまして、委員会の報告とさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第59号。付託年月日、平成19年12月11日。件

名、太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成19年12月13日（木）午前10時から午後5時10分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過は別紙のとおり。(2)審査結果は全員賛成により可決すべきものと決しました。

以上であります。

議長（北川嘉明） 以上で福祉文教常任委員会委員長熊谷直行議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

14番桜井公晴議員。

桜井公晴議員 私は先の全協では若干委員長に対してこの条例がいかに生存権にかかわることかということ、それらの質疑はなかったのかとただしましたけれども、本席では反対討論をいたします。

後期高齢者の医療制度の発足と同時にこれらのその保険料、もちろんそうありますが、本条例のように国民健康保険税につきましても年金から天引きをするというように改正しようとするものであります。

これは後期高齢者医療保険制度に便乗してのことであり、国民健康保険税を年金から天引きするなどには私はもってのほかであると、このように考えます。月額1万5,000円以上、年額にいたしますと18万円以上の低年金所得者から保険税を先取りすることは、当該年金者に生活するな、死ねということになります。これは憲法25条にうたっております、すべての国民は、健康にして文化的な最低限度の生活を営む権利を奪うことでありまして、そのこと自体は生存権そのものを奪うこ

とであります。いかなる権力を持っていたしましても許されるものではありません。天引きを制度化する本条例の改正には断固反対であります。

議長（北川嘉明） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（北川嘉明） 挙手多数です。したがって、議案第59号は委員長の報告のとおり可決されました。

この際、暫時休憩します。

（休憩 午前10時45分）

（再開 午前11時24分）

議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第8 議案第46号 平成19年度  
兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）

議長（北川嘉明） 日程第8、議案第46号平成19年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案については、12月11日に続いて質疑を続行します。

質疑はありませんか。

14番桜井公晴議員。

桜井公晴議員 債務負担行為に関しまして再度お尋ねをいたします。

これは給食センターに係る件についてであります。再三の資料請求で一応所管の常任委員会に資料が提出をされておりますけれども、この資料を見ましても施設の建設を前提としたような取り組みでありまして、直営と民間委託の比較表としてはございますが、施設の建設費並びに設備等の関係費の減価償却あるいはそこに就労し給食業務を行う労働者、職員の雇用のあり方、条件、そういうものによる経費の算出にも疑義が残ります。

単純にすべての業務を委託して給食を維持するという、いわゆる何回も言っておりますが、直営すること、公営施設で業務を民間に委託すること、さらには全面的に委託し給食を実施する、そういうあくまで給食を維持するっていう立場から、これらの効果をいかに比較するかということ、なお比較表では見ることができませんけれども、これをどう説明をするのかが問題だと思っております。

やはり、この際原点に戻って対応するべきではないかと思えます。現在の施設での給食業務を続けながら、計画を再検討するということが今なお必要であるように思っております。このことが債務負担に大きくかかわってまいりますので、改めて原点から見直すことについて伺いたいと思えます。

議長（北川嘉明） 教育次長。

教育次長（塚原二良） お答えをさせていただきます。

資料のことでございます。これにつきましては債務負担行為に係る説明資料ということで出させていただきます。

これはいわゆる調理業務、配送業務を委託した場合ということを想定しましての比較表ということでございまして、その給食のあり方、原点にと言われたわけでございますけれども、これにつきましては基本構想の中で建設については考えていくという、前にも答弁させていただいたんですけども、基本構想の中では現状と課題、また整備の基本方針、また建設予定地の比較と、それと事業手法をどうするかというようなことは基本構想の中で

考えて検討していくということでございまして、今回債務負担行為は調理業務、また配送業務についての比較ということで比較検討表を出させていただきます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

9番嶋澤達也議員。

嶋澤達也議員 まず、もう一度再度お尋ねしますが、給食センターの件で過去私が議員にならせていただいた中で、またいろんな会議の中でお尋ねしている中で、抜本的にやっぱりお役所仕事というところで、余りにものきな姿勢がもう多々見受けられるわけです。

やはり、根本的にいかにして子供のためにできるだけ経費をもちろん少なくやるべきことから、そういうことの原点に立ち返ってお役所仕事だということ、子供等は不在の世界で見受けられるわけです。

ですから、今先ほどの答弁で基本構想に従ってという答弁ですけど、もうやはり見直すべきところは素直に見直していただいて、もっといろんな方の参考意見等を取り入れて抜本的に給食センターのあり方というものを考え直す時期はもう遅いぐらいです。

だから、再度また別の特別委員会というような議会だけじゃなしに、やはり皆父兄とかいろんな関係者を交えて再度考え直す必要があるかと思えます。その点、見直すもうそんな基本構想にのっとって前へ進んでまんねんというようなことじゃなしに、もう一度見直す必要が、一から原点から見直す必要があるかと思えますけど、いかがですか。

議長（北川嘉明） 教育次長。

教育次長（塚原二良） お尋ねは給食センターの改築の件のお尋ねだと思っておりますけども、これにつきましては先ほども答弁させていただいたように、これは改築、前々からご答弁させていただいておりますけども、給食センターが老朽化した、その中で改築を考えていくということでございまして、私もは継続して給食センターを建てかえが必要だろ

うと。その方法としまして、あとこの実施方法についてのことでございますが、私どもはセンター方式でまずは考えていこうということで、これを運営面につきましては今債務負担行為で出しとるわけでございますけども、とりあえずは公設ですけども、一部業務委託、いわゆる調理の部分と配送の部分を委託していこうと。

そして、この改築についてですが、これにつきましてはまず継続してセンターを建てたいという考え方は持っております。その中で、ですから事業手法としては、まずその部分が基本構想の中でございますけれども、本当に建てられるんだろうか、場所はどこにしようかと、資金面的にはどうだろうかというのとそういう中で検討していきます。その中で、財源的なことありゃあ、PFI方式も考えていかざるを得ないと、当然そういうことも検討していきます。そして、それもだめだということになりゃあ、また違う方も検討していくということで、この改築についてはそうなんですけども、それと今提案させていただいております業務のことでございますが、これにつきましてはいわゆる安全で安心という給食が継続というより提供できるということを考えまして、調理と配送の部分を委託したいということでございます。

以上でございます。

議長（北川嘉明） 前から続いとん。

（嶋澤達也議員「わし前に給食センターについて尋ねたか、あるか」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

（嶋澤達也議員「おまえは覚えてないん」の声あり）

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） ないようですので、上田議員もう3回終わってるんです、前で。

（上田富夫議員「3回済んだかいな」の声あり）

申しわけないです。

ないようですので、これで質疑を終わります。

す。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

14番桜井公晴議員。

桜井公晴議員 まず、今回の一般会計補正予算では先ほど多数で可決をした特別職の給与に関する条例に係る部分の支出負担が伴う予算でもあります。そのためにも反対をいたしますし、また先ほどいただきましたように給食センターに係る件につきましては、相次ぐ老朽化の名のもとに職員を整理をして退職補充もせずに給食業務が維持できないような状況をつくり出した責任は当局にあります。

また、再三の請求から提出されました資料につきましても、単純な比較資料であって、今後施設の建設あるいは設備関係におきます先ほども申し上げましたような減価償却、さらにはそこで働くであろう労働者の雇用のあり方、また条件、そういうものによっても経費は変わってまいりますし、給食の維持していく上で公設、民営あるいは直営、さらには全面的な業務委託で給食業務を安心安全の中で維持をするということから、全面的に検討をし直して、計画そのものも再検討すべきであります。基本構想の中でこれらを検討、協議をしたいと思います、その基本構想そのものもいわゆる今日のつくっている行政振興計画そのものの中にあるからといって進めるものではない。今日の財政事情を含めて給食を維持していく上で、いかなる給食のあり方がいいか、原点に立ち返ってこれを整理検討をするという、これ議会はもちろんのことでありますし、関係者が相寄って、これからの給食のあり方を検討すべきであると。そういう点から、今回の債務負担に係る予算については特に反対をいたします。

議長（北川嘉明） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 原案反対の方の発言を

許します。

9 番 嶋澤達也議員。

嶋澤達也議員 今回この件について反対の討論といたします。

先ほどの質疑で、私は抜本的に給食センターの件です、考え直してはどうかということ言ってるんで、何も施設だけを建てかえるというんじゃないしに、今回配送業務と調理委託だということですが、その調理と配送業務等も見直すべきだろうと思うわけです。

委託したさかいというて、何もええもんでできるということは絶対保証ありませんから。今のセンターどうのこうのって言ってますけど、それは管理運営が悪いんです。全然考えんで、ただ仕事としてしてるだけで、その辺のことももっともって抜本的に中身から検討するべきであるということ、それを言ってるんです。何も建物どうのこうの、建物めげた、そんなら直さなあかん、これは当たり前です。そんなこと言うんじゃないんです。要するに調理を委託するのがすべてだということ言うから、そうじゃないですよと、もっと見直す方法があるということで、委託してもたらずべていいんだと、節約するという考え方自身が間違いというところははっきり断言します。方法は何ほでもある。予算もないでどうのこうの、委託した方が安うなるとかというようなこと、何もそんなことも絶対ありませんから、今の考え方、運営そのものがおかしいんです。その辺のことを抜本的に見直せ、見直すべきでないかということ言ってるんです。

あとのことについては、もろもろについては今同僚の桜井議員もおっしゃったようなことが十分含まれて私も意を酌むところありますので、以上をもって反対討論といたします。

議長（北川嘉明） 原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 原案反対の方の発言を許します。

12番 上田富夫議員。

上田富夫議員 委託事業で私は債務負担行為にしますと、これ平成19、20、21年度自由に使える金になってしまうわけです。議会の目が届かんとこである種自由に使えると。こんなことをさせていいんだらうかっていうのはあります。

といいますのは、まず建設ありきなんです。この今出とんのは、なるほど学校給食共同調理センター調理業務委託事業ということで一応予算が上がるとるわけなんですけれども、これはあくまでもこういう形をとっておりますけれども、その先には建設ありきなんです。10億円ほど金かかります、9億円ほどという書いてあったんですかな、多分もっとかかると思うんです。

資料を見せていただきますと、建設して最新のいわゆるコンピューター使って、それから調理もIH、オール電化で乾式でもう最新のものを入れるということを説明あったんですけども、ほんならその後、そうしたがためにこれだけコストダウンになるんやというのは出てきてないんです。ほとんど少しはダウンしとるけども、委託業務の金額というのは多け変わらんのです。ほんなら、何のために設備投資しよんや分からんです。設備投資するんなら、やっぱりそれに見合ったコストダウンができるはずやと思うんです。でなかったら、新しい設備つくる必要はないと思うんです。

だから、そういうことがあの資料の中で分かりますか。私委員会で見せてもらった資料の中で。

だから、私言うんです。もっと私がこういうことで疑問ですよと言うたときに、それはそうでないというきちとした資料で裏づけしてこうですよという説明が何で私は委員会の中でできんのんかなと、それが不思議なんです。

だから、ここでしっかりやっておかんと、今までの太子町の何十億円というてかけてきた施設が結構やっぱり失敗した部分あります

やないかいな。だから、そんなに慌てんと、いや、慌ててもいいんです、だから、みんなやろうと。そんなに議会の意見というもんがおかしな意見ばかりが出るんですか。だから、それが私はどう考えてもこの予算はそのまま引き継がれて建設のありきの方へずっと流れていくと。

クリプトの話もそうですが、ずっとクリプト平成14年から藤原所長が言うとうことが、今あの建設したことというのは物すごい矛盾しとんです。だから、どこで話がすりかわったんか知らんけど、クリプトも問題はああるけれども、施設は慌ててつくらんとするんです。それが今できてますやん。

だから、もっとあのときにいろいろ議論してやっておいたら、例えばあれの10分の1ぐらいな施設で済んどったか分かれへんと、私はそう思うわけ。

だから、そういうことから言うても、今度の施設も業務委託するんなら一年一年予算組んでやってほしいと。こんな21年分までの予算を認めるということは、もう建設認めたと同じことなんです。そうは思われませんか。きちっと説明できますか、建設に何ぼかかって、そのために幾らコストダウンできるんやと、だから現在、これだけかかるとるけども、それ3割なら3割、4割なら4割、建設コストをかけてそれが例えば30年で償却したとしませんかいな。その30年の償却に見合う分だけは少なくともコストダウンができるんやと、それでも私は不満ですけども、けどもそうできるんやというぐらいな裏づけ資料というのはなぜ出さないんですか。説明を求めます。

(「違う違う違う、ちゃう討論や」の声あり)

ごめんなさい。興奮してもうた。

そういうことで、委員会にやっぱりそういうもんはきちっと出すべきやと思うんです。今回そういうことも少しも出てないということで、私には全くこの内容が分かりませんので、分からんもんについては賛成できません

ので、反対の討論といたします。

議長(北川嘉明) 原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(北川嘉明) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北川嘉明) ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長(北川嘉明) 挙手多数です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第47号 平成19年度
兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議長(北川嘉明) 日程第9、議案第47号平成19年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案については12月11日に続いて質疑を続行します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北川嘉明) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北川嘉明) 討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長(北川嘉明) 挙手多数です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第48号 平成19年度  
兵庫県太子町介護保険特別  
会計補正予算(第2号)  
議長(北川嘉明) 日程第10、議案第48号  
平成19年度兵庫県太子町介護保険特別会計補  
正予算(第2号)を議題とします。

本案については12月11日に続いて質疑を続  
行します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北川嘉明) 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北川嘉明) 討論なしと認めます。  
これから議案第48号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の  
方は挙手願います。

(挙手多数)

議長(北川嘉明) 挙手多数です。したが  
って、議案第48号は原案のとおり可決されま  
した。

~~~~~

日程第11 議案第49号 平成19年
度兵庫県太子町老人保健特
別会計補正予算(第2号)
議長(北川嘉明) 日程第11、議案第49号
平成19年度兵庫県太子町老人保健特別会計補
正予算(第2号)を議題とします。

本案については、12月11日に続いて質疑を
続行します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北川嘉明) 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北川嘉明) 討論なしと認めます。
これから議案第49号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の

方は挙手願います。

(挙手多数)

議長(北川嘉明) 挙手多数です。したが
って、議案第49号は原案のとおり可決されま
した。

~~~~~

日程第12 議案第50号 平成19年  
度兵庫県太子町下水道事業  
特別会計補正予算(第2  
号)

議長(北川嘉明) 日程第12、議案第50号  
平成19年度兵庫県太子町下水道事業特別会計  
補正予算(第2号)を議題とします。

本案については、12月11日に続いて質疑を  
続行します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北川嘉明) 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北川嘉明) 討論なしと認めます。  
これから議案第50号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の  
方は挙手願います。

(挙手多数)

議長(北川嘉明) 挙手多数です。したが  
って、議案第50号は原案のとおり可決されま  
した。

~~~~~

日程第13 議案第51号 平成19年
度兵庫県太子町前処理場事
業特別会計補正予算(第2
号)

議長(北川嘉明) 日程第13、議案第51号
平成19年度兵庫県太子町前処理場事業特別会
計補正予算(第2号)を議題とします。

本案については、12月11日に続いて質疑を
続行します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
まず、原案反対の方の発言を許します。
12番上田富夫議員。

上田富夫議員 この会計につきましては、これ何年になりますか、もう30年ぐらい続くんやないかと思うんですけども、事業としては全然途中で見直すということをやらずに、ただだらと赤字を垂れ流してきとるわけです。

以前から、施策としてやったんならやった責任というものを、だれかがどこかでやっぱり、前の町長が決めたんやからそれでええというもんじゃなしに、どこかでこれはやらないかん問題やと思うんです。

いろんな方法あると思うんで、それも議会から何回も提案してきたけども、一向に変わらんと。なおかつ、やっぱり依然としてこういうことをやっておるといことで、議会が賛成していく限りは、私は当局はやっぱり反省しないと思うんです。この辺でやっぱり議員も自分のこととしてより以上に税金ですから、もっとシビアにやっぱり考えるべきやと思います。

そういう面の警鐘を鳴らす意味で、この予算については私は反対いたします。

議長（北川嘉明） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（北川嘉明） 挙手多数です。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第14 議案第52号 平成19年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）

議長（北川嘉明） 日程第14、議案第52号平成19年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案については、12月11日に続いて質疑を続行します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

14番桜井公晴議員。

桜井公晴議員 私はこの質疑でも言いましたように、本会計の補正予算はクリプト対策を先ほども一般会計並びに特別職の職員の給与に関する条例の反対討論でも言いましたように、クリプト対策を含み水道事業の経営責任は当局の側にあると。そして、料金を引き上げる必要もないのに引き上げる、こういうようなものに基づいて、この1月から先の議会で給水条例の改正に伴う34.36%もの異常な高額の高率な料金を引き上げを行うことを改めてはどうかと、見直してはどうかということも主張いたしました。町長の耳には入らないようであります。私の耳には、この引き上げのことを知った住民からは厳しい批判が相次いでおります。この条例を再度見直し、いわゆる給水条例を見直すべきであると、このように考えます。これを根拠として、料金を事業収入に計上する本補正予算には反対であります。

議長（北川嘉明） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）



太子町が、真に必要な道路を整備、維持していくためには、現在の地方の道路特定財源は決して十分なものではない。太子町では、今までも道路特定財源に加え、多額の一般財源を道路整備に充当してきたが、今後は橋りょうなど既存ストックの老朽化に伴う維持管理費の急増など、厳しい財政状況の中でさらなる負担の増大が懸念されているところである。

よって、国においては、年内に作成する中期計画に地方が真に必要なとする道路整備を確実に盛り込み、これが実現のため道路特定財源の暫定税率を堅持するとともに地方への配分割合を高め、地方の道路整備に必要な財源が安定的かつ十分に確保されるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月21日。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官。

兵庫県揖保郡太子町議会議長北川嘉明。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（北川嘉明） 趣旨説明が終わりました。

お諮りします。

本案については議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから意見書案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

ただいま可決されました意見書の取り扱い

については議長にご一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

上山隆弘議員。

上山隆弘議員 動議を提出します。

発議第3号については、急を要するものと思われまので、直ちに日程に追加し、議題とすることを望みます。

議長（北川嘉明） ただいま上山隆弘議員から発議第3号を日程に追加し、議題とすることの動議が提出されました。

この動議は賛成者がありますので、成立しました。

ただいま上山隆弘議員外1名の議員により発議第3号議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてが提出されました。

お諮りします。

これを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第1 発議第3号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（北川嘉明） 追加日程第1、発議第3号議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について趣旨説明

を求めます。

発議者を代表して、上山隆弘議員。

上山隆弘議員 発議第3号議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、趣旨説明を行います。

今回、太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案の審議を通じて明らかになったことは、非常勤の特別職である議員にも適用となり、1万4,904円増と、増えるということであり、法的な考え方については、当然各自理解の上ととらえ説明をしたいと考えます。

議員の報酬を考えると大切なことは、勤務に対する対価であることの理解であります。議員報酬は、一般職員の生活保障的な給与ではないとされていることは明らかであり、また勤務に対する対価については、合理的な基準というものがはっきりしてないことも事実と考えます。その根拠は住民から見た場合に、特に勤務実働、職責については把握することは難しいということです。今日までの見方として考えられるならば、議員の身分、社会的地位、職責にふさわしい報酬を保障するものとして、つまりは基準はなしに理解されているということであり、人事院勧告に準じた形での一般職の給与等の改定は、地方公務員法の給与改定の原則等を理解するところでもあり、また過去からのこれまでの公務員等に対しての国、都道府県、市町村の給与決定のあり方については承知するところであります。

現在、変化は見られるものの、基本的に我が国の場合、議員報酬を生活給と認めることを多くのものはしておりません。非常勤の特別職となる議員については、特別職の市長と同様責任給であり、生活給ではありません。

議員は、自分の報酬を自分で議決するがため、お手盛りとよく言われます。この言葉のとらえ方をどう考えるかが大切であります。現状、国においては、国家公務員法2条9の中に就任について選挙によることを必要と

し、あるいは国会の両院、または一院の議決または同意することを必要とする職員、それが特別職に当たるとした法解釈の中で国会議員は特別職であるとし、決定が行われることは既にご存じかと思えます。人事院の勧告から国の職員に関して、司法、立法、行政の三権分立の立場の中、言いにくい部分をうまく補った形で運用されていると考えてもよいかと思えます。

しかし、時代の変化等、事実いささか問題を挙げられることもあります。世論の動向ということがいろんな場面で大きな影響を与える中、国自体もそうであるように、地方の自立、地方分権が推進される中では、地方の立場での考え方についても整理が必要であるという考え方は持たなくてはいけないところです。

議員という職が戦前までのように名誉職でないことも明らかです。議員の身分については、現行の法制化のもとにあっては専門職に近いという見方、常勤職と非常勤職の間との見方、そういった中、旧自治省は指導を行ってきました。町村については、こういった指導基準はございませんでした。議員という立場は、見解、基準、議会の重要な使命、機能の十分な発揮、住民の信託に対する議員の責任などから、絶対に片手間でできるものではなく、身分を保障し、それ相当の額は支給されなくてはなりません。公務員は、職務に専念する義務があり、専門家であります。

では、本来議員は管理職給に近い専門職としての見解から考えれば、管理職に近い知識が要求され、高い政治倫理を持たねばなりません。要するに、議員報酬は身分、知識と合わせて勤務に対する対価にふさわしいかどうか、機能、議員の活動等が報酬の基準の前提条件であるはずであります。議会は議員の集合体であります。その町の大事な役目は表を向かなくてはいけません。ほかの市町村どうこうではありません。均一的な考え方や古い前例に従う考え方では、今日においては住民の代表とは言えません。太子町議会議員の集合

体である太子町議会では、全員一致で議会の改革が必要として議会の事務事業の改革検討項目をまとめ、なかなか進まないという感覚はありますが、検討の継続中であります。

これは、現状ではいけないという取り組みであり、共通の理解までは得られているのではないかと私は考えるところではあります。進まない事実については議員は意識が低く努力が足りない、悪いあかしであると理解しております。私が特別職も責任給と述べる中で、当局からの議案に賛成する中での一因として、そのあたりの責任感を議会として、また議員の一人として情けなくも感じるからでもあります。

当局には、厳しい要求をしなくてはいいないときがあることを理解しております。住民から、議会は何をやってるんだと言われたくはないところです。行財政の改革というのは、過去からも永遠のものであり、当局と議会が両輪であると両者がうたい、取り組む中では、今回の手当、支給が上がるということに対しては議員は、みずから認められる状況には絶対にありません。1万4,904円が高いつか安いとかという見方ではなく、報酬の検討も行っているところで、その答えの確立が課題として前期の議員の代であるときから、早くから立ち上がっている中で答えを出せていないのは、議員は真剣に反省しなくてはいいけません。

難しい問題でもありますが、途中での今回の改定、まして住民に行財政改革を叫び、行政サービスの低下として改革を行っていく時期においては当然見送り、太子町議会としての考え方の確立を行いたいとする立場、またこれからの改革においては、住民の信頼をえり得るといことが議会の大きな課題でもあり、絶対の我々の取り組みでなくてはならないという考えからも、次回勧告、給与改正までにおいて結論を出すべきという意味も含め、今期の改定のみにも適用した形での条例の一部を改正したいと考え、内容としましては、12月の期末手当改定分、0.05カ月分を支

給しないこととする議案を提出するものです。

今後において期待されることは、早急に議員の報酬についての考え方を確立するということであり、議員が示し堂々と当局の特別職の給与改正に対しても発言ができる議会となることを望むものであります。当然、議会の改革に挑む者は理解している内容と考えた上での提案といたします。

議員一人ひとりのプライドを問う議案でございますので、よろしくご検討を求めます。

以上です。

議長（北川嘉明） 以上で趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

14番桜井公晴議員。

桜井公晴議員 今提案がありました議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、上山議員、長谷川議員から発議があったわけですが、私は最初にちょっと述べさせていただきましても、昨日でしたか全国に先駆けて小さくてもきらりと輝く町としての宣言をし、法律あるいは国等から強権の発動がない限り合併しないことを宣言をいたしました福島県の矢祭町では、これは議員の数も少ないですけれども、議員の報酬も日当的に取り扱おうと、こういうようなことが朝日新聞で報じられたと、私は具体的にはまだ見ていないんですが、そのようなことが行われたことで、それを見られた読者の方から、私の方にも矢祭ではこんなこととするじゃないかと、太子町はどないしとんやというようなこと

で、意見が寄せられるほどでございます。

小さな町の取り組みがこのように全国を駆けめぐるほどこれがニュースバリューとしての役割を果たすような実態に全国的にあると思います。

本町におきましても、特別職の給与に関する条例の、先ほど可決をされました3条を適用して議員も特別職同様の傾斜配分を含めて今時の改正で0.05カ月が支給をされる、こういうようなことでありますが、本当にこの引き上げを批判せず、議会が是認をするということは、結局特別職に便乗してみずからがお手盛りをすると、こういう仕組みを改める姿勢に本来立たなければなりませんのに、立たないということでもあります。

特に、昨今の厳しい財政事情のもとにおきましては、少なくとも先ほども提案がありましたような12月の期末手当の引き上げは行わないことが肝要であります。そのために、私は今提案と同じ議案になるわけですが、委員会におきまして議案の提出を委員会で行おうということで相談をいたしました。全体的な議員にかかわることであり、議会運営委員会並びに全員協議会で協議をしよう、ということになりました。

しかし、その両席におきましても、合意が得られなかったために提案と同じ議案であるただいまの提案に対して、やはり今こそ議員が襟を正し、当局の姿勢を正す、そういうチャンスでもあり、また先ほど提案理由でも述べられておりますように、議員の報酬、費用弁償並びに政務調査費等、議員が役務に対して受け取っている報酬の連帯としてのあり方を早急に検討、協議をしてしかるべき結論を導き出すことが必要かと思えます。

ただ、矢祭町のように、日当化することについてはいかがなものかと私も思います。それは、地方自治法を再度引用して失礼ですが、地方自治法の203条では、普通地方公共団体は、その議会の議員等、これは半ば省略いたしますが、に対して報酬を支給しなければならないというのが1項でうたわれ、

3項では、議員等が職務を行うために要する費用の弁償を受けることができるということをやうたっております。

しかしながら、その第4項では、普通地方公共団体は、条例でその議会の議員に対して期末手当を支給することができるのみ定めているのでありまして、みずからの定める条例で期末手当等が支給することができるように定めているわけでありまして、

したがって、これらの内容は自主的、主体的に決めることのできるものでありますので、しっかりとみずからの議員としての務めに対する報酬のあり方等が整理されるべきだと私も同感で考えております。

それから、このことの論議の中では、生活給的なことがよく主張されるわけですが、これの103条の行政実例等では、このようになっていることも承知しておくべきだと思います。議員報酬は、民事訴訟法第604条、現行のいわゆる民事執行法第152条であります。この規定により全額これを差し押さえることができると、こういうふうになっているわけでありまして。このように、あくまで生活給的なものでは決してないということはこの実例が示しておりますので、これらを含めてしっかりとこれを踏まえた上でこれからの対応が必要かと思えますが、今時提案の12月期については、とりあえず12月期の期末手当改定分は0.05月分を支給しないということが真っ当であろうと、このように考えます。そういう意見を述べて原案に賛成するものであります。

議長（北川嘉明） 原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） ほかに討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） ないようですので、これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の

方は挙手願います。

(挙手多数)

議長(北川嘉明) 挙手多数です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第16 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

議長(北川嘉明) 日程第16、常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務について、それぞれ委員長より会議規則第75条の規定により、お手許に配りました一覧表のとおり閉会中の所管事務調査の申し出があります。また、議会広報編集委員長から太子町議会広報の発行に関する条例によって、閉会中の活動の申し出があります。

お諮りします。

以上、各委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北川嘉明) 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成19年第5回太子町議会定例会(第410回町議会)を閉会します。

(閉会 午後0時24分)

~~~~~

議長あいさつ

議長(北川嘉明) 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る12月6日の招集以来、本日までの16日間でしたが、この間議員各位には各会計の補正予算を初め、条例改正、人事案件など多数の重要案件をそれぞれ終始熱心にご審議を賜り、ここにその精励

に対し深く敬意をあらわしますとともに、衷心より厚くお礼を申し上げる次第でございます。

なお、町長を初め、町当局各位の議会審議に寄せられました真摯なる態度に深く敬意を表しますとともに、審議の各過程で議員各位から述べられました意見等につきましては、今後の町政執行に十分に反映されますよう強く望むものでございます。

最後に、本年もあとわずかとなりましたが、議員各位並びに町当局各位には、くれぐれも健康にご留意をいただき、希望に満ちあふれた輝かしい新春を迎えられ、町政発展のため一層のご精励を賜りますようお願い申し上げます。まことに簡単措辞ではございますが、閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

町長。

~~~~~

町長あいさつ

町長(首藤正弘) 平成19年第5回太子町議会定例会(第410回町議会)が閉会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る12月6日に開会されました今期定例町議会におきましては、条例、予算等の各重要案件につきまして慎重なるご審議を賜り、ご議決いただきましたことに対し、深く感謝を申し上げます。

また、ご審議の中で拝聴いたしましたご意見、ご指導につきましては、今後の行財政運営にでき得る限り反映できますよう努力してまいり所存でありますので、町行政に対しまして一層のご理解、またご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、年の瀬も間近になってまいりましたが、議員各位におかれましては、ご健康に十分ご留意いただき、ともに輝かしい新年をお迎えになられることをご祈念申し上げます。定例町議会の閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりこ  
こに署名する。

平成 年 月 日

町議会議長 北 川 嘉 明

署名 議員 井 村 淳 子

署名 議員 中 井 政 喜